

必ず全ての内容を確認し、左の□に✓を記入してください。

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

誓約書

私は、中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業助成金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、以下の事項について誓約します。（□欄に✓チェックしてください。）

私は、支給要綱第4条に定める助成金の支給対象者となる登録者であり、次の事項をすべて満たしていることを誓約します。

大学等の卒業又は修了後、支給要綱別表に定める職種で、登録年度の登録者募集要項に定める期日までに登録企業に専用枠で採用された登録者です。

採用日から原則1か月以内に登録者が公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）へ就職状況報告を行うとともに、登録企業も財団へ採用報告を行い、財団においていずれも受理されています。

1回目の助成金支給申請にあたっては、技術者として採用され、採用日から継続して1年間在籍しています。また、支給申請日時時点で延滞金がなく、かつ、返還期限猶予中ではありません。

2回目の助成金支給申請にあたっては、技術者として採用され、採用日から継続して2年間在籍しています。また、支給申請日時時点で延滞金がなく、かつ、返還期限猶予中ではありません。

3回目の助成金支給申請にあたっては、技術者として採用され、採用日から継続して3年間在籍しています。また、支給申請日時時点で延滞金がなく、かつ、返還期限猶予中ではありません。

2回目（採用日から満2年経過後）又は3回目（採用日から満3年経過後）の助成金支給申請にあたっては、各前年度において助成金の支給が行われています。

該当の支給申請
回のみチェック
してください。

支給申請日の前月末時点で、奨学金返還残額（利息分を除く）があり、当該奨学金の種類について、採用企業に了承を得ています。

本助成金の支払いについては、財団が代理返還制度を活用して、助成対象者が貸与を受けている奨学金貸与団体に直接支払うことを了承します。

東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁に照会がなされることに同意します。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

支給要綱第13条第2項又は第18条に該当したときは、助成金の支給決定を取り消されることに同意します。また支給要綱第18条に該当し助成金の支給決定が取り消された場合において、既に奨学金貸与団体へ助成金が支払われているときは、支給要綱第20条に基づき、私が助成金相当額に違約加算金（年10.95%）を付加して、これを財団へ返還することに同意します。

本事業に関し提出する書類データの内容は事実と相違ないこと、及び、財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応することを誓約します。

助成金支給申請書（様式第1号）に記入した右上の日付（申請日）と同じ日付を記入してください。

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。

令和 7年 5月 15日

助成金支給申請書（様式第1号）で記入した住所と同じ住所を記入してください。

住所 東京都立川市柴崎三丁目9-2

氏名（自署） 東京 太郎 氏名は必ず自署とし、押印は不要です。